

京都市上下水道局告示第5号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和5年5月17日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

京都市南区吉祥院西ノ茶屋町73番1

京都消防設備 株式会社

代表取締役 勝田 健太

2 指定期間

令和5年5月17日から令和10年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)